

## 障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項

### 第1 基本的事項

受託者は、業務を行うに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）を遵守し、適切に対応しなければならない。

### 第2 不当な差別的取扱いの禁止

受託者は、法の趣旨にのっとり、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいをいう。以下この特記事項において同じ。）を理由として、障がい者（障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下この特記事項において同じ。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下この特記事項において同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

### 第3 合理的配慮の提供

受託者は、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をしなければならない。

### 第4 対応報告

受託者は、障がい者及びその家族その他の関係者から、不当な差別的取扱いを指摘されたとき又は合理的配慮を求める意思の表明があったときは、その対応した顛末を書面により委託者に報告しなければならない。

### 第5 対応状況の調査等

委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して第4の対応について調査し、又は報告を求めることができる。

### 第6 損害賠償

受託者がこの特記事項に違反し、その違反により委託者に損害が生じたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。業務が完了し、又はこの契約を解除された後においても同様とする。

2 前項の規定による賠償の額は委託者、受託者協議して定めるものとする。